

**荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会及び
荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する
減災対策協議会の開催方法について**

令和4年5月30日

減災対策協議会と流域治水協議会の進め方

■これまでの減災対策協議会・流域治水協議会について

減災対策協議会では「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく『荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針(令和3年5月最終改定)』に基づき、平成28年度から令和3年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有を図ってきました。

一方、流域治水協議会は、令和2年8月に設立され、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行ってきました。

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組方針に対するフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、両協議会で連携を図る取組等もあることから、令和4年度は、両協議会の取組事例の共有、役割分担の明確化やフォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催することとしました。

これにより、令和4年度の各協議会は、以下の進め方により、実施していくものとします。

①各協議会を同日に合同開催

②共通様式による合同フォローアップ調査の実施

- ・各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、R4年度フォローアップ調査からは、「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行います。

(資料4-3にて詳細説明)

③事務局体制

- ・各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

今後の減災対策協議会と流域治水協議会の進め方

■減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催イメージ

これまで

減災対策協議会

出水期前：減災対策協議会幹事会
減災対策協議会（事例紹介等）
荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会
適宜実施：荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会
荒川下流分散避難検討WG

流域治水協議会

出水期前：流域治水協議会（取組方針）
中 間：流域治水協議会幹事会
年 度 末：流域治水協議会（プロジェクト更新）

令和4年度

出水期前：減災対策協議会幹事会（取組方針等）
荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会

令和4年5月30日 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催①

出水期中～後：荒川下流域水防災タイムライン
専門部会
荒川下流分散避難検討WG

流域治水協議会幹事会（適宜）
※内容：流域治水等の各種検討、取組実践等

年度末 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催②

※内容（案）：減災対策協議会（取組内容更新）、流域治水協議会（プロジェクト更新）、両協議会（取組報告、事例紹介）

※②は、2部構成として、

1部：代表自治体から各協議会の取組事例を紹介

2部：フォローアップ結果、プロジェクト等更新 等の報告